



令和7年度奥州市医療機関等支援金交付事業



＼医療機関等を対象に物価高騰支援金を支給します／
令和8年2月2日より申請受付開始！

奥州市では、物価高騰による医療機関等の負担軽減を図り、適切で質の高いサービスを安定的に提供するため、医療機関等を運営する法人・個人に対し支援金を支給します。

支給対象者

申請日時点において、奥州市内に所在し、下段に掲げる支給要件に該当する施設・事業所を運営している法人・個人。

支給額

本チラシ下段の単価により算出した支給額を支給します。

提出書類

- ①奥州市医療機関等支援金交付申請書兼請求書
- ②奥州市医療機関等支援金誓約書兼同意書
- ③振込先の口座情報が分かる書類等の写し

※その他支給の決定に必要となる書類等の提出を求めることがあります。

申請方法

郵送でお申込みください

所定の提出書類に必要事項を記入

返信用封筒に提出書類①②③を同封し郵送

書類審査後に交付決定
(市から決定通知書を郵送します)

支援金を交付

申請書類に不備がないことを確認できてから支援金の振込までは**約4週間**を予定しています

※振込までの期間をお約束するものではありません。書類の不備や審査状況によっては変動しますので、ご了承ください。

申請書類の
ダウンロード
はこちらから



支給対象者・支給額一覧

区分	単価（円）		支給要件
	基礎支援金 (1施設あたり)	加算支援金 (1床あたり)	
医療機関等	病院・有床診療所	230,000円	○医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（企業・社会福祉施設等の医務室・臨時開設の施設を除く）のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療施設。 ※加算支援金は稼働病床数を対象とし、休床中の病床は対象外。 ※すべての病床を休床している有床診療所は無床診療所の単価で算定。 ※同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方のみ申請可能。
	無床診療所(医科)	115,000円	—
	歯科診療所	115,000円	—
	助産所	115,000円	—
薬局	薬局	38,000円	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保健薬局の指定を受けた施設。

【受付締切】 令和8年3月16日(月)必着

お問い合わせ

提出方法がご不明な場合は
こちらまでお問い合わせください

奥州市健康こども部 健康増進課 地域医療係

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

📞 0197-34-2524

受付時間
8:30-17:15(平日のみ)

✉ kenkou1@city.oshu.iwate.jp